

ハカセ

玉手ねこ

法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第45号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

猫と博士の史跡散歩

① 鳩森八幡神社



この神社の名前は、「はとのもり」と読むんだね。鳩がたくさんいたのかな。



ここは、貞観2年(860)に天台座主の円仁が正八幡宮として奉ったとされる、歴史ある神社じゃよ。「はとのもり」という名前の由来じゃが、天保年間(1831-1845)に刊行された『江戸名所図会』によると、むかしこのあたりにあった林の中には、おめでたいことが起こる前兆と言われる瑞雲がよく現われておったそうじゃよ。そしてある日、青空から白雲が降りてきて空高くで散ったので、それを見て不思議に思った村人たちが林へ行ってみると、たくさんの白い鳩が西の方向へ飛び去ったのじゃ。この不思議な出来事をうけて、小さなほこらを作って「はとのもり」と名前を付けたのだそうじゃよ。



境内には立派な富士塚もあるね。



江戸時代には、庶民のあいだで広まった富士信仰に基づいて、多くの富士塚が作られたのじゃ。この「千駄ヶ谷の富士塚」は寛政元年(1789)に築造されたもので、都内でもともとあった場所に現存する富士塚の中としては、最古のものじゃよ。

② 仙寿院



ここは徳川家康の側室養珠院(お万の方)ゆかりのお寺だね。



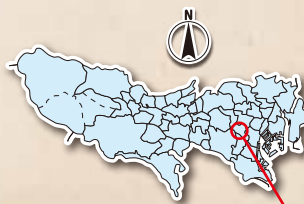
養珠院は、紀伊徳川家初代である徳川頼宣、水戸徳川家初代である徳川頼房の生母として有名じゃ。この寺院は、日蓮宗に厚く帰依していた彼女の発願で、正保元年(1644)に創建されたんじゃよ。江戸時代には、4600坪を超える境内を持つ大寺院だったんじゃ。



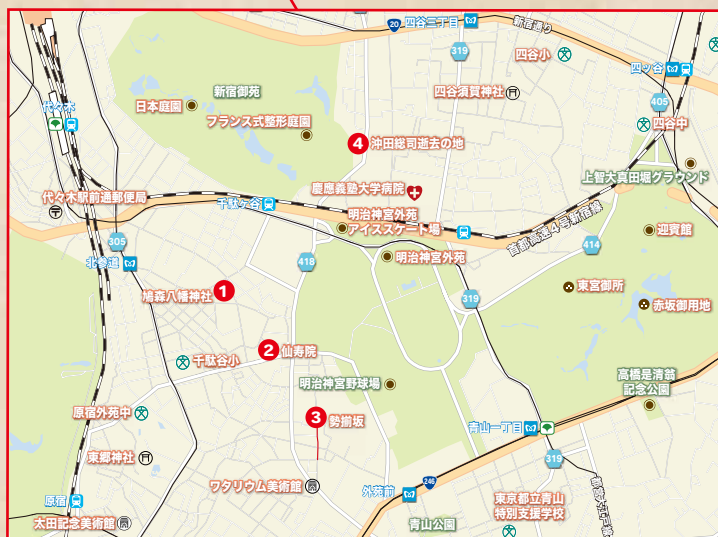
さっき教えてもらった『江戸名所図会』にも出てくるかな…。



『江戸名所図会』には、壮大な庭園が谷中の日暮里と霧田気が似ていたことから、新日暮里しんひぐらしのさとと呼ばれたと記されておるぞ。桜の季節には多くの人が集まったそうじゃよ。



東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第14回目は、オリンピック・パラリンピックに向けて新国立競技場の建設が進む、千駄ヶ谷を歩きます。



③ 勢揃坂



ここもおもしろい名前だね、「せいぞろいさか」と読むんだね。



文化・文政年間(1804-1818, 1818-1831)に編纂された『新編武蔵風土記稿』によると、この坂は昔は鎌倉街道で、永保3年(1083)、後三年の役に向かう源義家がここで軍勢を揃えたことが名前の由来なんだそうじゃよ。坂の途中にある龍巖寺には、義家が腰かけたという言い伝えのある腰掛石もあるのじゃよ。



④ 伝沖田総司逝去の碑



ここは新撰組の沖田総司が亡くなったとされているところだね。



沖田は新撰組の隊士として現在でも人気の人物じゃが、その最期についてはわからないことが多いのじゃよ。一説には、肺の病を患った沖田は、鳥羽・伏見の戦いに敗れた隊士たちとともに京都から江戸に戻り、親交のあった幕府の医師松本良順を通じて千駄ヶ谷の植木屋柴田平五郎の屋敷にかくまわれ、療養し亡くなったとされているんじゃ。その屋敷がこのあたりにあったのじゃよ。





『民事問題(天)』・『民事答案(地)』と明治初期における民事法の教育

今回は、法務図書館が所蔵する『民事問題(天)』・『民事答案(地)』を通して、明治10年代に行われた民事法の教育についてご紹介します。

『民事問題(天)』と『民事答案(地)』とは？

前回、ご紹介した『刑事問題(天)』および『刑事答案(地)』と同様に、司法省法学校生徒教課のために用意された問題集です。明治16年(1883)に司法省が発行し、冒頭には「此書ハ元本省法学校生徒教課ノ為メニ時々設問シタルモノ」であり、「今更ニ編纂シ以テ後学生徒ノ参考ニ供」することが目的であると述べられていることも、『刑事問題(天)』および『刑事答案(地)』と共通しています。

どのような事例が掲載されているの？

第一号から第一百号までの番号が振られ、明治13年から同16年の間に判決が下された事例が載っています。もっとも、『刑事問題(天)』および『刑事答案(地)』と同様に、最初に「問題ノ事実或ハ実際ニ適切ナラサルモノアルハ法律律意ヲ探究セシメントスルノ勢止ヲ得サルニ出ル也」と断られ、「問題中原被告人等ノ属籍身分年齢等ノ記載ナキモノハ東京府下ノ平民ニシテ丁年者ナリト解スヘシ」と指示されており、出題者の想定に基づいて起案された事件が収録されていることがわかります。具体的には、「第一号貸金催促之件」、「第三号預金取戻之件」、「第六号呉服代価及仕立料取戻ノ件」、「第八号買付馬差戻之件」、「第十号契約証書紛失ニ付損害要償ノ件」などの事件が掲載されており、社会で実際に生じるであろう紛争の解決を教授する目的がうかがわれます。

では、『刑事問題(天)』と『刑事答案(地)』のように当時の現行法が解答として示されているの？

『民事答案(地)』には、「参照条文」としてフランス法が表記されています。『民事問題(天)』の冒頭で、「答案ノ参照ハ総テ仏蘭西法律ニ係ル其単ニ何条トアルハ同民法第何条ノ略語ナリ」と述べられており、答案を作成する際にフランス法が参考とされて

いたことがわかります。実際、大部分の答案では具体的な法令を引用しない判決を示し、末尾に「参照」としてフランス法の条名を付記しています。なかには、判決が出された時点での現行法が記載されている判決も見られます。たとえば、明治15年11月30日の日付をもつ第87号では、事件で争点とされている契約から生じた利子が「明治十年第六十六号利息制限法ノ関スル所ニアラス」と述べたうえで判決を示し、「参照」として「第千五百六十六条」および「第千九百六十四条」を付しています。他にも、明治15年1月28日第58号では、「明治九年司法省第五号布達訴訟入費償却規則第五条」に基づいて原告が訴訟入費を求めた原告に対して、同条の適用を否定し、「参照」として「訴訟法第五百四十四条」を併記している事例があります。しかし、これらの判決は、その適用を否定する文脈で現行法を記載し、代わりにフランス法を「参照」という流れで解決を示していることに留意する必要があります。

なぜ、『刑事問題(天)』と『刑事答案(地)』とは異なり、フランス法が「参照」されているの？

明治15年にフランス法を参考とした刑法典と治罪法典が施行され、刑事法領域については、明治10年代に西洋を模範とした法典がわが国で用いられることになりました。これに対して民事法領域では、明治23年公布の民事訴訟法典が最初の西洋的な法典であり、民法典全体が施行となったのは明治32年でした。これらの民事法典が出来上がるまで、裁判上では都度に出される単行の法令などが用いられていましたが、裁判官たちがフランス法やボアソナードの作成した民法草案を判断形成の素材としていたことも指摘されています。明治16年に刊行された『民事問題(天)』と『民事答案(地)』でフランス法が参照条文として扱われていたことは、明治前期のわが国における民事法のあり方を繙くための手がかりといえるのではないのでしょうか。

法諺あれこれ

治人あれども治法なし

中国の法諺で、荀子・君道編に見える言葉です。原文は「有乱君無乱國、有治人無治法」(乱君あれども乱国なく、治人あれども治法なし)で、国において人材を得ることの大切さを説いています。国が勝手に乱れるはずはなく国を乱すのは君主の責である。法さえ作れば国は治まるというものではなく、良く法を用いる人があってはじめて治まる、と解釈できましょう。

日本でも、例えば武田信玄の言葉として有名な「人は城、人は石垣」や、武家諸法度元和令に「およそ治国の道は人を得るにあり。(中略)国に善人あればすなわちその国いよいよよさかなり、国に善人なくばすなわちその国必ず亡ぶ」(読み下し)と見えるように、人こそが治国治世の要諦であるという思想が根付いていました。近年、民意を反映して刑事法の重罰化が進みつつありますが、その法を正しく用いる者がなければ犯罪を抑止できないのは理の当然。荀子の説く「治人」なくしては司法も、行政も、勿論立法も、成り立たないことは論を俟ちません。

暦のなかの法

明治25年(1892)11月24日
民法及商法施行延期法律公布

この法律は、いわゆる「法典論争」の決着を示すものです。明治10年代から、わが国では西洋法導入の一環として、民・商法典の編さんが進められていました。民法典は、フランス人・ボアソナードや日本人の編さん委員が分担して起草した結果、その全編が明治23年(1890)中に公布され、同26年1月1日から施行されることになりました。

しかし、同法典は施行の延期を求める声に直面します。その中心的な理由の一つは、「民法出テ、忠孝亡フ」と題する穂積八東の論文で知られるように、民法典がわが国の伝統や風俗を軽視しているとの批判にありました。また、この論争には、フランス法を学んだ人々が法典の「断行」を支持し、イギリス法を学んできた人々が、新法典の施行に伴う不利益を恐れて施行「延期」を求めたことなど、学派の争いという側面があったことも指摘されています。

国会・官界・法学界を巻き込んだ大論争の末、帝国議会において延期派が勝利し、本法律が公布されました。そして、民法典の施行は延期され、新たな法典が起草されることになったのです。